

令和 4・5 年度保険料率をお知らせします。

1. 令和 4・5 年度の保険料率は表のとおりです。

区 分	令和 2・3 年度の 保険料率	令和 4・5 年度の 保険料率	増減
被保険者均等割額 被保険者が等しく負担	年額 43,300 円	年額 44,300 円	+1,000 円
所得割率 被保険者が所得に応じ負担	8.23%	8.48%	+0.25 ポイント

●保険料の賦課限度額は、66 万円になります。

●保険料率の引き上げは、医療給付費の増加や後期高齢者負担率の上昇などが影響しています。

●被保険者ごとの実際の保険料の金額は、毎年 8 月以降に各市町村からお知らせします。

後期高齢者負担率とは・・・

医療給付費における後期高齢者負担（保険料）の割合のことで、国が決定します。現役世代からの支援金を担う若年人口が年々減少している中、現役世代 1 人当たりの負担の増加を緩和するため、世代間負担の公平性の観点から、後期高齢者負担率が上昇しています。

2. 保険料の計算方法

保険料は「被保険者均等割額」と「所得割額」の合計となり、個人ごとに計算されます。

(令和 4・5 年度保険料率)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{被保険者} \\ \text{均等割額} \\ \hline 44,300 \text{ 円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{賦課のもととなる所得 (※) } \times 8.48\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険料} \\ \hline \text{(限度額 66 万円)} \\ \hline \text{(100 円未満切捨て)} \\ \hline \end{array}$$

●年度の途中から資格を取得した場合は、その月分からの保険料を負担していただきます。

●年度の途中で資格を喪失した場合は、その月の前月分まで（喪失日が月末の場合はその月まで）の保険料を負担していただきます。

(※) 賦課のもととなる所得とは、前年の総所得金額、山林所得金額、他の所得と区分して計算される所得金額（退職所得以外の分離課税の所得金額、土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の金額）の合計から、基礎控除額（最大 43 万円）を控除した金額です。（ただし、雑損失の繰越控除額は控除されません。）

3. 令和5年度の被保険者均等割額軽減措置

同一世帯内の被保険者と世帯主の所得に応じて被保険者均等割額が軽減されます。

均等割額の軽減について令和 5 年度は次の表のとおりです。

均等割額 軽減割合	同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額 (<u> </u> 部分は年金・給与所得者の数が2人以上の場合に計算します)	軽減後の 均等割額
7割	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1) 以下	13,290円
5割	43万円+29万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者の数-1) 以下	22,150円
2割	43万円+53.5万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者の数-1) 以下	35,440円
軽減なし	43万円+53.5万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者の数-1) 超える	44,300円

- 総所得金額等とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・土地・建物等の譲渡所得金額等の合計額のことです(株式の譲渡所得金額等は、所得の申告をした場合、計算の対象となります)。なお、専従者控除や譲渡所得の特別控除は適用されません。
- 総所得金額等は基礎控除前のもので、所得割額算定にかかる「賦課のもととなる所得金額」とは異なります。
- 令和5年1月1日時点で65歳以上の方の公的年金等所得については、公的年金収入額から公的年金等控除額を差引きさらに15万円(高齢者特別控除)を差引いた額を軽減判定の所得とします。
- 年金・給与所得者の数とは、給与所得がある方(給与収入額55万円超)または、公的年金等所得がある方(公的年金収入が令和5年1月1日時点で65歳以上は125万円超、65歳未満は60万円超)の数です。
- 軽減判定は、当該年度の4月1日(新たに制度の対象になった方は資格取得時)における世帯状況により行います。

4. 被用者保険の被扶養者の軽減

制度加入の前日に被用者保険等の被扶養者であった方は、所得割額が賦課されず、被保険者均等割額が資格取得後 2 年間（75 歳到達により加入された方は、77 歳に到達する月の前月分まで、障がい認定により加入された方は、加入して 24 か月に到達する月分まで）、5 割軽減されます。世帯の所得が少ないことによる均等割額の軽減にも該当する場合は、軽減割合の大きい方（7 割）が適用されます。

【被用者保険等とは】

- ・各健康保険組合
- ・全国健康保険協会（協会けんぽ）
- ・共済組合 など

※市町村の国民健康保険、国民健康保険組合は含まれません。

5. 保険料の計算例

単身者の場合

	被保険者の 公的年金収入	軽減判定所得	軽減割合	被保険者 均等割額	所得割額	保険料 (百円未満 切捨)
1	153 万円	28 万円	7 割	13,290 円	0 円	13,200 円
	168 万円	43 万円	7 割	13,290 円	12,720 円	26,000 円
2	197 万円	72 万円	5 割	22,150 円	37,312 円	59,400 円
3	221.5 万円	96.5 万円	2 割	35,440 円	58,088 円	93,500 円
4	272 万円	147 万円	なし	44,300 円	100,912 円	145,200 円

夫婦二人世帯（共に被保険者）で夫が世帯主の場合（妻が公的年金収入 80 万円以下の場合）

		被保険者の 公的年金収入	軽減判定所得	軽減割合	被保険者 均等割額	所得割額	保険料 (百円未満 切捨)
1	夫	153 万円	28 万円	7 割	13,290 円	0 円	13,200 円
	妻	80 万円	0 円		13,290 円	0 円	13,200 円
	夫	168 万円	43 万円	7 割	13,290 円	12,720 円	26,000 円
	妻	80 万円	0 円		13,290 円	0 円	13,200 円
2	夫	226 万円	101 万円	5 割	22,150 円	61,904 円	84,000 円
	妻	80 万円	0 円		22,150 円	0 円	22,100 円
3	夫	275 万円	150 万円	2 割	35,440 円	103,456 円	138,800 円
	妻	80 万円	0 円		35,440 円	0 円	35,400 円